

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県精神保健福祉連合会（以下「本会」という）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所と定める者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の役員報酬月額は別表1「役員報酬月額」のとおりとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は別表2「非常勤役員報酬」に定める定額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、非常勤役員にあつては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立

替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人沖縄県精神保健福祉会連合会の設立の登記の日（2013年4月1日）から施行する。

別表1 常勤役員の報酬月額

・ 会 長	50万円までの範囲内
・ 常務理事	45万円までの範囲内
・ 理 事	40万円までの範囲内
・ 監 事	50万円までの範囲内

別表2 非常勤役員の報酬

・ 会 長	職務執務の都度、謝金として日額 3,000 円
・ 理 事	職務執務の都度、謝金として日額 3,000 円
・ 監 事	会計監査の都度、謝金として日額 5,000 円